

令和7年度事業計画

一般社団法人静岡県トラック協会

〔I〕基 調

昨年4月からトラックドライバーの時間外労働960時間の上限規制と改正改善基準告示が施行された。これにより、輸送力不足による配送遅延等「物流の2024年問題」の発生が懸念され、現場の混乱も心配されたが、静岡県においては事業者の努力でその影響は限定的なものに留まったものと思われる。

一方で、円安などを背景に食料品を中心に賃金上昇率を上回るような物価上昇が続いており、生活実感が改善されないまま家計に深刻な影響を与えている。

トラック運送業界においても、一部で運賃交渉や価格転嫁が進んでいるものの燃料費や人件費などのコスト上昇に見合う対価は得られていない。我々は厳しい環境下でも「国民生活と経済のライフライン」として重要な役割を担い続けているが、業界全体が「やりがいの搾取」の犠牲者とならないよう持続可能な業界の実現に向けた環境整備が必要である。

さて、令和7年度から施行される物流改正法は、ドライバーの賃上げ原資の確保や荷待ち・荷役時間の削減、多重下請け構造の是正等を目的として荷主に対する規制のほか、トラック事業者の取引に関しても新たな規制が導入される。

特に運送契約の締結等に際しては、提供する役務の内容や対価（附帯作業料や燃料サーチャージ等）を記載し、書面にて交付することが義務付けられることとなっており、遺漏のないよう対応しなければならない。

また、引き続き「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等への周知を図り、適正な運賃を収受するとともに、併せて優秀な人材の確保、飲酒運転根絶をはじめとした各種交通事故防止を推進し、安心して安全な輸送サービスを提供していく。

加えて、物流DXによる更なる経営の効率化に向けて鋭意取り組むとともに、近年、相次ぐ大規模自然災害に備えた緊急物資輸送体制の確立を目指し、必要な体制整備を推進することとする。

以上を踏まえ、静岡県トラック協会は、一層の会員サービス向上に努めるとともに、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和7年度の重点施策を次のとおり定め、各種事業を積極的に展開し、会員事業者を力強く支えていくこととする。

【重点施策】

- (1) 「標準的な運賃」の収受等による適正なコスト転嫁対策の推進
- (2) 物流改正法施行に伴う規制的措置の周知及び適切な対応
- (3) トラック・物流GメンとGメン調査員の密接な連携による荷主対策深度化の推進
- (4) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (5) 燃料高騰対策等の推進
- (6) 多様な施策によるドライバー等の労働力確保と人材定着の推進

〔Ⅱ〕事業計画の概要

1. 経営改善対策事業

物流改正法で義務付けられた運送契約締結時の書面交付等トラック運送事業者に対する規制的措置の周知・徹底を図り、取引適正化実現に向けた取り組みを推進する。その他物価、エネルギー等のコスト上昇分についても適正な価格転嫁を図っていく。

また、「物流の2024年問題」に直面する中でも、悪しき商慣行を打破し、荷主、消費者の行動変容を求めながら、会員事業者の経営基盤の安定と強化に資する事業を積極的に展開する。

- (1) 「標準的な運賃」「標準運送約款」の活用による適正な運送コストの収受
- (2) 運送契約締結時の書面交付等の徹底
- (3) 多重下請構造の是正に向けた各種調査への協力、情報収集等
- (4) 燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進
- (5) 情報通信技術（ICT）を活用した運行管理の高度化などによる生産性の向上
- (6) 荷主との連携による生産性向上に向けた取り組み

2. 労働対策事業

ドライバーの時間外労働の上限規制、改正改善基準告示の適用に直面する中でドライバー不足が常態化していることから、会員事業者における労働環境の改善・整備を支援して従業員の満足度を高め人材の流出防止を図る。

また、高校新卒者やスポーツ選手のデュアルキャリア等のトラック業界への就職支援等対外的な広報PR活動、並びにドライバー養成のための運転免許取得の支援等を推進して、労働力の確保に係る方策を積極的に展開する。

また、輸送の効率化や生産性向上のための省人化・省力化に向けた取り組みも併せて支援する。

- (1) 改正改善基準告示の理解と順守
- (2) 女性・若年層の採用及び高齢者の活用等を含めた労働力の確保、育成と定着に向けた方策の推進
- (3) 輸送の効率化や生産性向上のための取り組みの推進
- (4) 特定技能外国人受入れに関する情報提供

3. 交通対策事業

令和7年度が最終年度となる全ト協の「トラック事業における総合安全プラン2025」の事故削減目標「死者+重傷者数 970 人以下」「飲酒運転ゼロ」を達成するために、重大事故の多くを占める追突事故及び交差点事故、飲酒運転事故、健康起因事故、あおり運転等の防止対策の徹底を図り、事故防止意識の向上を目指す。

また、荷役作業時における荷台からの墜落・転落等の労働災害の発生を防止するため、陸運労働災害防止協会静岡県支部（陸災防）と連携し関係法令の遵守並びに各種啓発活動を積極的に展開し労働災害防止対策に取り組む。

- (1) 飲酒運転根絶に向けた取組みの強化
- (2) 交通・労働災害防止対策の推進
- (3) 事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析及び防止対策の啓発
- (4) 安全対策機器等の普及促進
- (5) 運輸安全マネジメントの普及拡大
- (6) 健康起因事故の防止、健康増進・メンタルヘルス対策の推進

4. 環境対策事業

トラック運送業は公共の道路等を使用し事業を営むことから、社会との共生を図ることが必要不可欠である。地球温暖化防止に資する環境負荷の低減、資源保護等に向けた活動や方策が業界の社会的責務を果たすことにつながることから、アイドリングストップ等によるエコドライブの推進や環境タイヤ導入等の助成事業を継続実施する。

また、車内ゴミの事業所への持ち帰りを徹底するなど道路や駐車施設の環境の美化、保全に取り組むものとする。

- (1) 環境対策の推進・SDGsへ対応
- (2) 省エネ運転の徹底に向けた環境タイヤ、EMS機器等の導入普及促進
- (3) 車内ゴミの不法投棄（ポイ捨て）防止対策の推進
- (4) 環境負荷を低減する先進的な事例等の調査・研究

5. 広報事業

テレビや新聞、インターネット等の各種広報媒体を用いて、荷主や一般消費者に業界の課題等をわかりやすく伝えるとともに、キャッチコピー「物流を止めない」を活用して、トラック輸送の役割と重要性を周知し、業界の社会的地位並びにイメージの向上を図る。

- (1) キャッチコピーを活用した総合型広報
- (2) 各種広報媒体を活用した関係団体、荷主企業、消費者等への啓発・情報発信
- (3) 機関誌等による会員への情報提供
- (4) ホームページを活用した各種情報発信

6. 適正化事業

物流事業の健全な運営のため、輸送の安全を阻害する行為の防止ならびに適正な運送取引の確立及び事故防止を図る観点から関係行政庁との連携を密にし、「正直者が馬鹿を見る」「悪貨が良貨を駆逐する」ことがないように地方適正化事業実施機関として法に定められた巡回指導業務を適正かつ確実に遂行する。

また、昨年設置された「Gメン調査員」が荷主等の行為が違反行為に該当すると疑われる事実を把握したときは、「トラック・物流Gメン」に通知するなど密接に連携し「荷主対策の深度化」等のさらなる推進を図る。

併せて、改正改善基準告示等関係法令改正等の周知、巡回指導の結果に応じたフォローアップを図るとともに、総合評価の低いD・E評価の営業所に対しては半年に1度の巡回指導を実施し改善指導を強化するとともに、改善指導に従わない営業所については、通報監査会議等において運輸支局等に通報する。

重大・悪質性の高い違反行為には速報制度による厳正な対応など業界の適正化に向けた強化と資質向上に努める。また、運輸安全マネジメントの積極的な推進、安全性評価制度（Gマーク安全認定）の取得促進と荷主等に対する認知度向上に努める。

- (1) Gメン調査員による荷主等の違反原因行為情報の収集とトラック・物流Gメンへの積極的な情報提供の実施
- (2) Gメン調査員とトラック・物流Gメンとの連携による荷主対策の推進
- (3) 巡回指導の充実強化による法令遵守の徹底
- (4) 安全性評価事業の積極的な推進及び普及促進策の実施
- (5) 適正化事業指導員並びにGメン調査員の更なる資質の向上

7. 研修事業

中小・零細企業が大半を占める当業界では、良質な人材の確保と育成はもとより、輸送需要の高度化・多様化への対応が重要な課題となっている。

物流管理や安全管理等の物流高度化に対応できる人材の育成・定着を目的として、研修の更なる充実を図る。この他、経営者・管理者研修、法令に基づく新規雇用者向けの研修、若年層・女性・高齢ドライバーを対象とした研修など実践的な研修事業運営に努める。また、コロナ禍を経て集合型・オンライン型（アーカイブ配信を含む）・eラーニングを適宜組み合わせ合わせた開催方式とする。

8. 災害対策事業

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な自然災害時の緊急輸送に対応するため、国・県及び緊急物資輸送協定等を締結した市町等関係機関と連携を図り、災害発生時の要請に応えられるよう協会本部・支部の緊急輸送体制の整備を図る。併せて、大規模災害時におけるライフライン機能を維持するため、平時から災害時物流に関するノウハウの構築、防災関係機関と連携した輸送訓練の実施、災害時物流の円滑化に貢献する災害物流専門家の育成等に努める。

- (1) 大規模災害発生時における緊急輸送、連絡体制の構築
- (2) 県・市町と締結した緊急物資輸送協定に基づいた輸送体制の確認
- (3) 自治体の災害対策本部に参画する災害物流専門家等の育成

9. 協会施設整備事業

会員事業者及び従業員の教育研修、利用者への輸送相談所、並びに、緊急物資輸送施設としての地域拠点化を図るため、サービスセンター等の関係施設を維持する。

- ・ 富士トラックサービスセンター建設、造成工事
- ・ 静岡県トラック会館駐車場再整備事業

以上のほか当業界の発展に寄与すべく所要の事業を推進する。